

用具の種目及び給付対象者表

種目	区分	品目	障害及び程度	性能	耐用年数	基準単価(円)	
介護・訓練支援用具	肢体	特殊寝台	18歳以上であって、肢体又は体幹機能障害2級以上のもの	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	8年	154,000	
	肢体的	特殊マット	原則として3歳以上であって、下肢又は体幹機能障害1級のもの(常時介護を要するものに限る。児童にあつては2級を含む。)又は療育手帳の程度が重度又は最重度であるもの	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	5年	19,600	
	肢体	特殊尿器	原則として学齢児以上であって、下肢又は体幹機能障害1級のもの(常時介護を要する者に限る)	尿が自動的に吸引されるもので、障害児・者又は介護者が容易に使用し得るもの	5年	67,000	
	肢体	入浴担架	原則として3歳以上のものであって、下肢又は体幹機能障害2級以上のもの(入浴に介護を要する者に限る)	障害児・者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	5年	82,400	
	肢体	体位変換器	原則として学齢児以上であって、下肢又は体幹機能障害2級以上のもの(下着交換等に当たって家族等他人の介助を要するものに限る)	障害児又は介助者が容易に使用し得るもの	5年	15,000	
	肢体	移動用リフト	原則として3歳以上であって、下肢又は体幹機能障害2級以上のもの	介護者が重度身体障害児・者を移動させるに当たって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く	4年	159,000	
	肢体	訓練いす(児)	原則として3歳以上の児童であって、下肢又は体幹機能障害2級以上のもの	原則として附属のテーブルをつけるものとする	5年	33,100	
	肢体	訓練用ベッド(児)	原則として学齢児以上の児童であって、下肢又は体幹機能障害2級以上のもの	腕又は脚の訓練のできる器具を備えたもの	8年	159,200	
	肢体	エアーマット	下肢又は体幹機能障害1級の身体障害児・者及び下肢、又は体幹機能障害2級と上肢機能障害2級以上で総合等級1級の身体障害児・者(常時介護を要する者に限る)	褥瘡防止のためのものであって、エアーマットと送風装置からなるもの	8年	58,000	
自立生活支援用具	肢体	入浴補助用具	原則として3歳以上であって、下肢又は体幹機能障害を有し、入浴に介助を必要とするもの	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害児・者又は、介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く	8年	90,000	
	肢体	便器	原則として学齢児以上であって、下肢又は体幹機能障害2級以上のもの	障害児・者が容易に使用し得るもの(児童にあつては手すり付きのものに限る。)ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く	手すり有	8年	9,850
				手すり無	4,450		
	身体	T字状・棒状のつえ	障害を有するものであって、つえ(T字状・棒状)の使用により歩行機能が補完される障害児・者	歩行時に身体を支え、安定させるために用いられるもの(夜光剤付とした場合は410円(全面夜光剤付とした場合は、1,200円)増しとすること。価格は1本当たりのものであること。外装に白色又は黄色ラッカーを使用した場合は260円増しとすること)	木材	3年	2,200
軽金属					3,000		

自立生活支援用具	平衡肢体	移動・移乗支援用具	原則として3歳以上であって、平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害を有し、家庭内の移動等において介助を必要とするもの	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること ア 障害児・者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。ただし設置に当たり住宅改修を伴うものを除く	8年	60,000
	平衡肢体	頭部保護帽	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害を有するものであって頻繁に転倒する障害児・者	ヘルメット型で、転倒の際に頭部を保護できる機能を有するもの オーダーメイド レディーメイド オーダーメイド(プラスチック) レディーメイド(プラスチック)	3年	15,200 12,160 36,750 29,400
	知的精神		療育手帳の程度が重度又は最重度のもの及び精神障害者保健福祉手帳の程度が2級以上のものであって頻繁に転倒するもの	ヘルメット型で、転倒の際に頭部を保護できる機能を有するもの	3年	12,160
	肢体知的	特殊便器	原則として学齢児以上であって、上肢機能障害2級以上のもの、又は療育手帳の程度が重度又は最重度であり訓練を行っても自ら排便後の処理が困難なもの	障害児・者を介護している者が容易に使用し得るもので温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く	8年	151,200
	身体知的精神	火災警報機	障害等級2級(精神障害者保健福祉手帳を含む)以上又は、療育手帳の程度が重度又は最重度である障害児・者(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害児・者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発生し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	8年	15,500
	身体知的精神	自動消火器	障害等級2級(精神障害者保健福祉手帳を含む)以上又は、療育手帳の程度が重度又は最重度である障害児・者(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害児・者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	8年	28,700
	視覚知的	電磁調理器	18歳以上であって、視覚障害2級以上のもの又は療育手帳の程度が重度又は最重度のもの(障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る)	障害者が容易に使用し得るもの	6年	41,000
	視覚	歩行時間延長信号機用小型送信機	原則として学齢児以上であって、視覚機能障害2級以上のもの	障害児・者が容易に使用し得るもの	10年	7,000
	聴覚	聴覚障害者用屋内信号装置	18歳以上であって、聴覚障害2級のもの(聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活に必要と認められる世帯)	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの	10年	87,400
	肢体	環境制御装置	18歳以上であって、上肢又は下肢若しくは体幹機能障害2級以上のもの	複数の家電製品等の日常生活用具のリモコンを1台で操作できる機能を有する機種で、障害者が容易に使用し得るもの	5年	68,000
	肢体	テーブルリフト	18歳以上であって、下肢又は体幹機能障害2級以上を有し、車いすを常用するもの	段差の大きい玄関等をスムーズに移動することが可能な機種で、障害者及びその介護者が容易に使用し得るもの	5年	100,000
	視覚	音声標識ガイド装置	18歳以上であって、視覚障害2級以上のもの	「歩行時間延長信号機用小型送信機」と一体となって使用できる受信機	5年	25,000

在宅療養等支援用具	じん臓	透析液加温器	原則として3歳以上であって、じん臓機能障害3級以上のもの	透析液を加温し、一定温度に保つもの		5年	51,500
	身体	ネブライザー(吸入器)	原則として学齢児以上であって、呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害児・者であって、必要と認められるもの	障害児・者が容易に使用し得るもの		5年	36,000
	身体	電気式たん吸引器	原則として学齢児以上であって、呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害児・者であって、必要と認められるもの	障害児・者が容易に使用し得るもの		5年	56,400
	呼吸器	酸素ボンベ運搬車	18歳以上であって、呼吸機能障害を有し、医療保険における在宅酸素療法を行うもの	障害者が容易に使用しえるもの		10年	17,000
	視覚	盲人用体温計(音声式)	原則として学齢児以上であって、視覚機能障害2級以上のもの(障害児・者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	障害児・者が容易に使用し得るもの		5年	9,000
	視覚	盲人用体重計	18歳以上であって、視覚障害2級以上のもの(視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	障害者が容易に使用しえるもの		5年	18,000
	呼吸器	パルスオキシメーター	呼吸機能障害児・者等であって、呼吸管理上必要と認められるもの	血中酸素濃度を簡便に計測でき、在宅での適正な健康管理を援助できるもの		5年	46,000
情報・意思疎通支援用具	音声言語肢体	携帯用会話補助装置	原則として学齢児以上であって、音声言語機能障害児・者又は肢体不自由児・者であって発声発語に著しい障害を有するもの	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障害児・者が容易に使用し得るもの		5年	98,800
	身体		パーソナルコンピュータ又はワードプロセッサの入力操作が困難な身体障害者	パーソナルコンピュータ又はワードプロセッサの入力操作が補助でき、障害者が容易に使用し得るもの	パーソナルコンピュータ用特殊入力装置	5年	60,000
	視覚	情報・通信支援用具	視覚障害者でパーソナルコンピュータのディスプレイ装置による表示を確認することが困難なもの	パーソナルコンピュータのディスプレイに表示される文字を音声に変換し音声装置に出力できるもの	音声化ソフト		15,000
				音声ガイド、文字拡大機能等視覚障害者の利用に配慮したもの	視覚障害者用ワープロソフト		25,000
				パーソナルコンピュータへの点字による文字入力をキーボードから入力できるもの	点字処理システム		10,000
				文字、画像等を読み取り、文字を認識するソフト、画像を拡大するソフトに情報を出力できるもの	スキャナー装置		15,000
視覚聴覚	点字ディスプレイ	18歳以上であって、視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害(原則として視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級)を有し、必要と認められるもの	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの		6年	383,500	

視覚	点字器	視覚障害を有する障害児・者	1行が32マスになっており、18行で両面書の標準型、4行及び12行で片面書の携帯用があり、触覚で識別できる凸点を組み合わせて構成される点字を打つために、点字用紙をはさんで固定する板と点字を打つ為の定規及び点筆を組み合わせたもの(価格には点筆を含む)	32マス18行、両面書真鍮板製	7年	10,400	
				32マス18行、両面書プラスチック製		6,600	
				32マス4行、片面書アルミニウム製	5年	7,200	
				32マス12行、片面書プラスチック製		1,650	
視覚	点字タイプライター	視覚障害2級以上の障害児・者(原則として本人が就労若しくは就学しているか又は、就労が見込まれるものに限る)	障害児・者が容易に使用し得るもの		5年	63,100	
視覚	視覚障害者用ポータブルレコーダー	原則として学齢以上であって、視覚障害2級以上のもの	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害児・者が容易に使用し得るもの	録音再生用	6年	85,000	
				再生用		35,000	
視覚	視覚障害者用活字文書読上げ装置	原則として学齢以上であって、視覚障害2級以上のもの	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害児・者が容易に使用し得るもの			6年	99,800
視覚	視覚障害者用拡大読書器	原則として学齢以上であって、視覚障害を有し、本装置により文字等を読むことが可能になるもの	画像入力装置を読みたいもの(印刷物等)の上に置くことで、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せるもの			8年	198,000
視覚	盲人用時計	18歳以上であって、視覚障害2級以上のもの	視覚障害者が容易に使用し得るもの	触読用	10年	10,300	
				音声用		13,300	
聴覚音声言語	聴覚障害者用通信装置	原則として学齢以上であって、聴覚障害又は発声発話に著しい障害を有し、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められるもの	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに文字等により通信が可能な機器であり、障害児・者が容易に使用し得るもの			5年	71,000
聴覚	聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害児・者であって、本装置によりテレビの視聴が可能になるもの	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害児・者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害児・者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害児・者が容易に使用し得るもの			6年	88,900
音声	人工喉頭	喉頭摘出による音声機能障害を有するもの	呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの	笛式	4年	5,000	
			顎下部等にあてた電動板を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの	電動式	5年	70,100	
視覚	点字図書	主に情報の入手を点字によっている視覚障害児・者	点字により作成された図書。点字図書価格から一般図書の購入価格相当額を控除した額を支給				
肢体	電話ページめくり装置	18歳以上であって、上肢機能障害2級以上のもの	電動により図書のページをめくる機種で、障害者が容易に使用し得るもの		5年	150,000	
肢体	携帯用会話補助装置専用大型キーボード	18歳以上であって、「携帯用会話補助装置」の支給対象者のうち上肢機能障害2級以上のもの	携帯用会話補助装置に接続可能であって、足で入力できるようキーが大型化された機種		5年	80,000	
視覚	デジタル録音図書読書機	18歳以上であって、視覚障害を有し、墨字本による読書が困難なもの	DAISYフォーマット対応のデジタル録音図書を音声により読み上げる読書機(デジタル録音図書をパソコン等で読み上げるためのソフトウェアの購入を除く)		5年	20,000	

情報・意思疎通支援用具	視覚	視覚障害者用音声読書機	18歳以上であって、視覚障害を有し、墨字本による読書が困難なもの(パーソナルコンピュータ等の操作が困難なため真に専用機が必要なものに限る)	活字を読み取り、音声で読み上げることができる機種(画像読み込み、文字認識、音声読み上げ等の機能が一体となった専用機に限る)	5年	150,000
	視覚	点字電子手帳	意思伝達が困難な視覚障害者(点字による意思伝達が可能な者に限る)	持ち運び容易で、外出先での情報の入出力が可能であり、点字の編集機能を持つ機種	5年	125,000
排泄管理支援用具	ぼうこう又は直腸	蓄便袋	ぼうこう又は直腸機能障害であって、ストーマを造設しているもの	低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋とする(ラテックス製又はプラスチックフィルム製) ※皮膚保護剤(袋を身体に密着させるもの) 直腸機能障害 2ヶ月分	17,716	
		蓄尿袋		低刺激性の粘着剤を使用した密封型の収納袋で尿処理用のキャップ付とする(ラテックス製又はプラスチックフィルム製) ※付属品:皮膚保護剤(袋を身体に密着させるもの) ぼうこう機能障害 2ヶ月分		23,278
	肢体ぼうこう又は直腸	紙おむつ	3歳以上であって、次の何れかに該当するもの	紙おむつ 2ヶ月分		24,000
		サラシ・ガーゼ・脱脂綿	ア 治療によって軽快の見込みのないストーマ周辺の皮膚の著しいびらん、ストーマの変形のためストーマ用装具を装着することができないもの並びに先天性疾患(先天性鎖肛を除く)に起因する神経障害による高度の排尿機能障害又は高度の排便機能障害のあるもの並びに先天性鎖肛に対する肛門けいせい術に起因する高度の排便機能障害のあるもので、紙おむつ等の用具類を必要とするもの	サラシ・ガーゼ・脱脂綿 2ヶ月分		24,000
		洗腸装具	イ 脳性麻痺等脳原性運動機能障害により排尿若しくは排便の意思表示が困難なもので、身体障害者更正相談所若しくは指定自立支援医療機関又は保健所の判定により紙おむつ等の用具類を必要とするもの	洗腸装具 6ヶ月分		12,000
	肢体	収尿器	脊髄損傷等による排尿障害(特に失禁のある場合)により、必要とするもの	採尿器と蓄尿袋で構成されており、尿の逆流防止装置がついているもの(ラテックス製又はゴム製)		普通型(男)
				簡易型(男)	5,700	
耐久性ゴム製採尿袋を有するもの				普通型(女)	8,500	
ポリエチレン製の採尿袋導入ゴム管付				簡易型(女)	5,900	
住宅改修費	肢体	居宅生活動作補助用具	原則として学齢児以上であって、下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る)を有し、障害等級3級以上のもの(ただし、特殊便器への取替えをする場合は上肢障害2級以上の障害児・者)	障害児・者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの	給付は原則1回	200,00